

日本年金機構からのお知らせ

令和3年度「算定基礎届」の重要なお知らせ

I. 提出について

毎年7月は「算定基礎届」の提出月です。

提出期間	7月1日(木)～7月12日(月)
提出方法	電子申請または事業所の所在地を管轄する事務センターへ郵送 (事業所の所在地を管轄する年金事務所の窓口にも提出することもできます。)

なお、今年度より「算定基礎届総括表」の提出は不要となります。

【提出対象者】

7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者が対象となります。

ただし、以下(1)～(4)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和3年6月1日以降に資格取得した方
- (2) 令和3年6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方※
- (4) 8月・9月に月額変更届の提出が予定されている方※

※ 紙による届出の場合は、(3)及び(4)の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄「3.月額変更予定」に○を記入してください。

※ 電子媒体及び電子申請の場合は、(3)及び(4)の方を除いて作成してください。

※ (3)の方は、同時に7月改定の「月額変更届」を提出してください。

II. 記入方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください

「算定基礎届」の記入方法等に関する説明動画等を日本年金機構ホームページに掲載しました。手続きの詳細は右の二次元コードから日本年金機構ホームページをご覧ください。

また、よくあるお問い合わせとその回答については、「算定基礎届(定時決定)相談チャット」によりご確認ください。

24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/santei.html>



III. 電子申請をご利用ください

- 資本金の額が1億円を超える法人等(特定の法人※)は、**電子申請による届出が義務付けられています。**該当する事業所は、**必ず電子申請でご提出ください。**

※特定の法人とは：資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

- 上記に該当しない事業所についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも電子申請による提出を推奨しています。
保険証や決定通知書が早く届く、郵送経費が削減できる等のメリットもありますので、電子申請を是非ご利用ください。

日本年金機構ホームページをご覧ください

- ・これから電子申請を始める方へ、電子申請の利用手順を説明している動画をご用意しています。
- ・電子申請に関するよくあるお問い合わせに、相談チャットでいつでもお答えいたします。



日本年金機構ホームページ(電子申請・電子媒体申請) <https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

◆健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について

《届出用紙・ターンアラウンドCD等は6月中旬に発送予定です》

【健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について】

事業主は、7月1日現在の被保険者について、その年の4月、5月、6月に支給した報酬について届出を行っていただくことになります。この届出は、毎年1回その年の9月から翌年の8月までの保険料や給付の額の基礎となる標準報酬月額を決める（定時決定）ためのものです。

【届出方法】

① 『届出用紙で届出される場合』

被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などを印字した届出用紙を6月中旬に各事業所へ送付しますので、記入して提出をお願いします。

② 『CD等で届出される場合』

日本年金機構ホームページにある「届書作成プログラム」をダウンロードし必要事項を入力することにより、電子媒体（CD等）による届出を行うことができます。あらかじめ電子媒体での届出を登録されている事業所へは、ターンアラウンドCDを送付しますので必要事項を入力して提出してください。

新たにターンアラウンドCDの送付を希望される場合は、年金事務所への登録が必要ですので、管轄の年金事務所までお申出ください。

【備 考】

届出用紙およびCD等には、5月19日（水）までに日本年金機構の処理が完了した適用関係届書の内容が反映されています。5月20日（木）以降に処理された届書の内容は反映していませんので、届出の際には必要に応じて追加・修正をお願いします。

◆「賞与支払届」提出のお願い

- 被保険者に賞与を支払ったときは、支払日から5日以内に「賞与支払届」をご提出ください。この届出により、保険料や将来受け取る年金額等の計算の基礎となる「標準賞与額」を決定します。
- 賞与支払予定月を当機構に登録している事業所には、その予定月の前月に届出用紙を送付します。賞与支払予定月を登録していない場合は送付されませんので、日本年金機構ホームページの「申請・届出様式」からダウンロードするか、年金事務所からお取り寄せください。
- 登録している賞与支払予定月に支払いがない場合は、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。
- 年4回以上賞与を支払う場合は、「標準報酬月額」（算定基礎届）に算入することになり、「賞与支払届」の提出は不要です。

◆電子申請について

- 算定基礎届、賞与支払届のご提出の機会に、ぜひ電子申請をご利用ください。「電子申請」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

日本年金機構 電子申請

検索

利用手順の説明動画も掲載しています